

群馬銀行ナイスサポートカード利用申込書ご記入例

お客さまへ

- ①必ず、お借入をされるご本人さまがご記入ください。
- ②「個人情報の取扱いに関する同意書」および本人確認書類の写しと共にご返送、ご返信ください。なお、お借入限度額のご希望が50万円を超える場合は、所得確認資料（源泉徴収票、公的所得証明書、住民税決定通知書のいずれか1つ）の写しもおわせてご返送・ご返信ください。
- ③ご記入内容が事実と相違する場合は、ご利用いただけませんので、正確にお書きください。
- ④お申込後、銀行がご自宅またはお勤め先へお申込等のご確認の電話をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。
- ⑥万一、ご利用いただけない場合でも、申込書はご返却いたしません。

- ①～⑥について漏れなくお書きください。
- FAXで送信される場合は、各ページ右上記載の「FAX送信ページ1～4」をもれなく送信ください。
- 本記入例をお申込後も保管してください。裏面の「個人情報の取扱いに関する同意書」がお客さま控となります。

ご記入日をお書きください。

必ずフリガナをお書きください。

必ず郵便番号をお書きください。

マンション、アパート名、部屋番号までお書きください。

賃貸の場合は家賃を、社宅の場合は使用料をお書きください。

お申込人が主婦の場合は、「主婦」とお書きください。パートでお勤めの方はパート先について詳細をご記入ください。

お申込人が主婦の場合は、お持ちの保険証種類に○印をご記入ください。

お申込人が主婦の場合は世帯の年収をお書きください。

株式会社 群馬銀行 御中
保証委託先 アコム株式会社 御中

私は、裏面「ナイスサポートカード契約規定」および前ページの「個人情報の取扱いに関する同意書」の各条項を承認の上、アコム株式会社を連帯保証人として株式会社群馬銀行（以下、「銀行」という）に「ナイスサポートカード」の利用を申込みます。

なお、裏ページの「個人情報の取扱いに関する同意書」に署名した上で、申込みます。

群馬銀行 ナイスサポートカード利用申込書

お申込の前に、裏面の「ナイスサポートカード契約規定」および前ページの「個人情報の取扱いに関する同意書」の各条項をよくお読みください。

FAX送信ページ2

店番	支店名	CIF	カードローン 口座番号

※通帳お振替印等の押印は不要です。
※FAXでご送信いただいた場合は、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。

○ ナイスサポートカード（カードローン）のご案内
※お借入限度額・お借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で決定させていただきます。カード受領時にご確認ください。
※審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。

お借入限度額		800万円以内
お借入利率		年2.8%～14.5%（固定金利）
遅延損害金		年14.5%～17.5%
各回の返済金額		借入金額10万円ごとに2,000円～3,000円以上
各回の返済期日		35日ごとの日

現在のお借入状況		金融機関		件数	金額
		住宅ローン借入	2	1	1,500万円
		信販・クレジットカード会社	1	1	1,500万円
		消費者金融会社	件	件	万円
		合計	8	件	1,580万円

群馬銀行普通預金口座の有無 有 無

※すでにご融資のお取引がある場合は、両お取引店をご記入ください。
※お取引の種類によっては、お取引店へのご来店が必要となります。

ご契約日当日の借入希望有無 有 無

有の場合はご本人名義の普通預金口座番号

希望金額 万円

お借入希望金額を1万円単位でご記入ください。ただし、お借入希望金額がお借入限度額を超える場合はお借入限度額とさせていただきます。なお、この口座はご返済用口座ではございません。

確定番号

3枚目にご記入ください。
※確定番号をもれなくご記入ください。

1～5の番号と（ ） 内に○印をつけてください。

F 申込経緯

1. 新聞（上毛・読売・朝日・毎日）

2. ラジオ

3. 銀行（ATMコーナー・窓口・ダイレクトメール）

4. インターネット広告

5. その他（ ）

銀行からのお借入件数、金額をお書きください。

銀行からのお借入のうち住宅ローン（住宅金融支援機構を含む）の件数、金額をお書きください。

信販・クレジットカード会社、消費者金融会社からのお借入件数、金額をそれぞれの欄にお書きください。

本カードの貸越口座開設希望店をお書きください。

ご契約日当日にお借入をご希望される場合は、お取引希望店の口座番号およびご希望金額をご記入ください。

必ずご記入ください。

ナイスサポートカードをどちらでお知りになったかご記入ください。

←FAX ☎ 0120-713801

ナイスサポートカード利用申込書

私は、裏面「ナイスサポートカード契約規定」および前ページの「個人情報取扱いに関する同意書」の各条項を承認の上、アコム株式会社を連帯保証人として株式会社群馬銀行（以下、「銀行」という）に（ナイスサポートカード）の利用を申込みます。

なお、前ページの「個人情報取扱いに関する同意書」に署名した上で、申込みます。

お申込の前に、裏面の「ナイスサポートカード契約規定」および前ページの「個人情報取扱いに関する同意書」の各条項をよくお読みください。

店番	支店名	CIF				
		カードローン 口座番号				

*通帳お届け印等の押印は不要です。
*FAXでご送付いただいた場合は、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。

太枠の中 (A)~(F) をご記入ください。

※万一、ご利用できない場合でも、申込書はお返しできませんのでご了承ください。

お申込日	令和 年 月 日	フリガナ		昭和 年 月 日生まれ	ご本人とご家族（扶養）人数合計		
お名前		お住所	〒 - 都・道 府・県	性別	1. 男 2. 女	1. 独身 2. 既婚	人（うち子供の人数 人）
ご住所		ご職業	1. ご本人 2. ()	ご職業	1. ご本人 2. ()		
住宅電話	() - ()	持家	11. 自己一戸建て 12. 自己マンション 21. 家族一戸建て 22. 家族マンション	賃貸	31. 一戸建て 32. マンション 33. アパート 34. 公団 35. 公営	社宅	41. 一戸建て 42. マンション 43. アパート 44. 寮
携帯電話	() - ()	入居年月	昭和・平成 年 月	1. 家賃	毎 千円	ボナス(年間)	千円
		2. 住宅ローン	千円		千円		千円

○ ナイスサポートカード（カードローン）のご案内
※お借入限度額・お借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で決定させていただきます。カード受領時にご確認ください。
※審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。

お借入限度額	800万円以内
お借入利率	年2.8%~14.5% (固定金利)
遅延損害金	年14.5%~17.5%
各回の返済金額	借入金額10万円ごとに2,000円~3,000円以上
各回の返済期日	35日ごとの日
現在のお借入状況	金融機関 件 万円 (うち住宅ローン借入 件 万円) 信販・クレジットカード会社 件 万円 消費者金融会社 件 万円 合計 件 万円

群馬銀行普通預金口座の有無 有・無

群馬銀行 本店支店

※すでにご融資のお取引がある場合は、同お取引店をご記入ください。
※お取引の種類によっては、お取引店へのご来店が必要となります。

ご契約日当日の借入希望有無 有・無

有の場合はご本人名義の普通預金口座番号

希望金額 万円

お借入希望金額を1万円単位でご記入ください。ただし、お借入希望金額がお借入限度額を超える場合はお借入限度額とさせていただきます。
なお、この口座はご返済用口座ではございません。

暗証番号は他人に知られないような番号を使用してください。

暗証番号

3枚目にご記入ください。

※暗証番号を間違えてご記入ください。

1~5の番号と () 内に○印をつけてください。

申込経緯

1. 新聞（上毛・読売・朝日・毎日） ()
2. ラジオ ()
3. 銀行（ATMコーナー・窓口・ダイレクトメール） ()
4. インターネット広告 ()
5. その他 ()

お勧め先について

フリガナ	所属	お仕事の内容	勤務状態	役職
会社名		1. 事務 6. 技能 2. 営業 7. 技術 3. 販売 8. 個人経営 4. 労務 9. 法人経営 5. 運転手 10. 接客	1. 正社員・自営 2. 嘱託・派遣 3. アルバイト 4. パート 5. 季節・期間	保険種類
所在地		収入形態	年 取	
電話番号 () - ()	内線	1. 固定給 2. 一部歩合給 3. 完全歩合給	総支給 万円	
ご入社年月	会社事業内容	社員数		
昭和 年 月 平成 年 月 令和 年 月				
出向・派遣先	有・無	※上の勤務先欄で「出向・派遣先“有”」を選択された方、上記以外で他にお仕事のある方は下記の欄にその内容をご記入ください。		
1. 出向先・派遣先 2. アルバイト 3. パート	フリガナ 会社名	職種	業種	月 収 万円
所在地	出向・派遣先 電話番号	()	-	

ナイスサポートカード契約規定

- 第1条 (借主)**
借主とは、本規定を承諾のうえ、**アムム株式会社**（以下「**保証会社**」という）を連帯保証人として、株式会社群馬銀行（以下「**銀行**」という）に前項の申込書により**ナイスサポートカード**（以下「**カード**」という）の利用の申込をされ、銀行が審査のうえ利用を認められた方をいいます。
- 第2条 (契約の成立)**
本契約は借主が銀行から**カード**を受け取り、銀行が審査を行い利用を認められたとき成立します。ただし、銀行が借主の届出住所宛に送付する**カード**が借主に送達されず、銀行に返戻された場合および、銀行が借主に通知することなく本契約を解約できるものとします。

第3条 (取引方法)

1. 本契約による取引は、**第9条 (借入方法)**および**第11条 (返済方法)**に定める方法による当座貸越金による入金によるものとし、小切手、手形の振込あるいは銀行振込、公共料金の自動支払いは行いません。
2. **カード**は、銀行の**現金自動預金支払機**（以下「**ATM**」という）、**現金自動支払機**（以下「**CD**」という）および銀行が提供する**ATM、CD**で銀行利用を認められた**ATM、CD**を使用して当座貸越金による場合に利用するものとします。
3. この取引は、銀行の2つ以上の本店で開設することはできないものとします。
- 第4条 (カードの貸与、暗証番号)**
1. 借主は、借主1名につき枚の**カード**を発行し、貸与します。**カード**の所有権は、銀行に属するものとします。
2. 借主は、銀行が借主の**暗証番号**を使用するものとして出納指図書を使用するものとします。
3. 借主は、善良なる管理者の注意をもって**カード**および暗証書を使用し、所有権を有するものとします。
4. **カード**上の表示事項は、借主がこれを他人以外で使用することはできません。また**カード**を他人に譲渡、買入れ、または貸与することや、**カード**を再発行する行為は、**第4項**（**暗証番号**）を違反したとみなし、**カード**（**カード**上の表示事項を含む）を他人に使用させた場合の損害は借主の負担となります。

第5条 (カードの紛失、盗難等)

1. 借主が**カード**を紛失した場合、または盗難にあった場合は、借主は直ちに銀行に届け出るものとします。なお、この届出前に生じた損害については、借主は責任を負いません。
2. **カード**は、紛失、盗難、破損等銀行が適当と認めた場合にお支払い、銀行所定の手續により再発行します。この場合、相当の期間をおきます。
3. **カード**を再発行する場合は、銀行所定の再発行手数料をお支払いいただきます。

第6条 (借入限度額)

1. 借主は、借入限度額の範囲で繰上り借入ができます。
2. 借入限度額は、1万円から800万円以内の範囲内で銀行が決定し、借主に書面で通知します。
3. 本条第2項の規定により借入限度額を変更する場合は、借入限度額を減少するものとします。また、約定返済金額の支払が遅延した場合は直ちに新たな貸越金を停止します。
4. 本条第3項の規定により借入限度額の減額を行なった後、減額事由が解消した場合、銀行は減額した金額の範囲内で借入限度額を増額できるものとします。

第7条 (利用有効期間)

1. 借主は、本契約の成立の日以後最初の翌日より本条第2項に定める月の月末までとします。ただし、借主または銀行から期間満了日までにほんらかの申出がないときは、要し1年間自動更新し、その後も同様とします。
2. 期間満了の日以後最初の翌日より銀行から自動更新を行わない旨の申出がなされた場合、借主は期間満了日における残債務を本規定に従って、返済にまでするものとします。

第8条 (満70歳以降の取り扱い)

1. 借主は本条第1項にかかわらず、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より、利息徵收の場合を除き、新たな貸越を受けられないものとします。
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日における残債務については、本規定に従って返済に至るまで支払うものとします。
3. この取扱いが当然に終了するものとします。

第9条 (借入方法)

1. 借入方法は、銀行の**ATM、CD**および銀行が提供する**ATM、CD**で銀行が利用を認められた**ATM、CD**からの引出し、または銀行が特認した場合の借主の指定した**引出先**によるものとします。
2. **ATM、CD**による借入の目（以下「**借入目**」という）は、本条第1項により借入された日とします。
3. **ATM、CD**からの引出しは、1,000円単位とし、1回あたり10万円の引出しは銀行が定めた金額の範囲内とします。
- 銀行が特認した引出先へ振り込まれる借入は、10,000円より10,000円単位とします。

第10条 (借入利率等)

1. 借入利率は、保証会社の保証料を含む銀行所定の年利率を適用するものとし、借主に書面で通知します。
2. 借入利率の計算方法は次のとおりです。
- 借入利率＝借入利率×365×借入利用日数
(注) 付利単位は100円とし、1円単位で計算します。

第11条 (返済方法)

1. 返済方法は、借主または銀行の提携する**ATM**で銀行が利用を認められた**ATM**からの入金、あるいはその他銀行が認めた方法によるものとします。
2. **カード**からの入金は、1,000円単位とし、1回あたりの入金は銀行が定めた金額の範囲内とします。なお、一部**ATM**においては、1,000円未満の単位での入金もできるものとします。

第12条 (各回の返済期日)

1. 各回の約定返済金額は、次のとおりとし、借主に書面で通知します。（なお、各期間の末日を約定返済期日とします）。末日が銀行の休日の場合は、その日の翌日を約定返済期日とします。
- 初回約定返済期間 借入日の翌日から起算して35日以内
- 2回目以降の約定返済期間 借入日の翌日から起算して35日以内
- (注) 追加借入をしても約定返済期日は変わらないものとします。
2. 借主が借主の都合で各回の約定返済期日を延滞して返済しなかった場合、銀行が認めた範囲に限り延滞できるものとします。

第13条 (各回の返済金額)

- 各回の約定返済金額は、次のとおりとし、借主に書面で通知します。なお、約定返済金額は原則として元金合計金額とし、約定返済金額から、**第10条第2項**の計算方法に基づき計算した借入利率を差し引いた金額を元金とします。
- | | |
|----------------------|----------------------|
| *借入限度額が100万円超の場合 | *借入限度額が100万円超の場合 |
| ・借入金額が10万円以上の場合は3千円 | ・借入金額が10万円以上の場合は4千円 |
| ・借入金額が10万円超の場合 | ・借入金額が10万円超の場合 |
| ・借入金額が10万円増につき3千円を追加 | ・借入金額が10万円増につき2千円を追加 |

- (注1) 各回の約定返済金額を超える元金の返済も随時可能です。約定返済金額未済の金額の返済は行えないものとします。
- (注2) 利息額が上記の約定返済金額を超える場合は、借入利率を約定返済金額に引き上げ、借入金額が10万円以上の場合において、借入金額が約定返済金額を下回るときは、借入金額のうち借入金額を超えた部分を除き、借入金額が約定返済金額とします。

- | |
|-------------------------------|
| ・借入金額が1円～999円の場合は0円 |
| ・借入金額が1,000円～1,999円の場合は1,000円 |
| ・借入金額が2,000円～2,999円の場合は2,000円 |

- (注3) 追加借入をしたときは、その直前の借入残高と追加借入金額との合計を借入金額とします。
- (注4) 1,000円未満の残高は、直前に返済をした日の翌日から起算して1年後の応当日が属する月の月末まで返済期日とします。

第14条 (返済金の充当方法)

借主の返済金は、遅延損害金・利息・元金の順に充当します。

第15条 (遅延損害金)

1. 借主が約定返済金額の支払が遅延したときは、銀行所定の遅延損害金を支払うものとし、遅延損害金率は、借入限度額が100万円未満の場合は1年17.5%、借入限度額が100万円以上の場合は年14.5%とします。
2. 遅延損害金の計算方法は、次のとおりとします。
- 支払うべき元金金額×遅延損害金率×365日×各回の返済期日後の経過日数

第16条 (期間の利益返還)

1. 借主が借入した貸越金の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告がなくても本契約による債務金額について当然に期間の利益を失い、直ちに本契約による債務金額を支払うものとします。
2. 借主は、借入した貸越金または解約の申出があったとき
- ① 借入支拂所の取引簿を閲覧する権利を有する
- ② 借主が借入した貸越金に対する債権について差押、仮差押、保全差押の命令、通知が発送されたとき
- ③ 借主の債主または債権者その他の権利を行使する手続開始の通知を受けたとき
- ④ 借主が借入した貸越金に対する債権の譲渡、譲渡先(銀行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等)の自動機で「IC対応」している自動機
- ⑤ 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となったとき

ICカード特約

1. (特約の適用範囲等)
- ① この特約は、ICカード(全国銀行協会ICキャッシュカード標準仕様による機能、その他当行所定の取引にかま機能の利用を可能とするICチップを搭載したキャッシュカードおよびピンロックカード)を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- ② この特約は、当行のキャッシュカードのうち「各種IC対応ICカード契約特約」(以下併せて「各規定」という。)の一部を構成するとともに、各規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定める事項に関しては、各規定が適用されるものとします。
- ③ この特約において使用される用語は、この特約で定義されるもののほか、各規定の定義に当たります。
2. (ICカードの利用範囲)
- (注4) ICカードは、銀行の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「自動機」という。)で利用できます。
- ① 当行の自動機のうち「IC対応」している自動機
- ② ICチップによる取引を提携している提携先(当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等)の自動機で「IC対応」している自動機

- ⑥ 本規定および銀行取扱い上の規定等の義務に違反したとき
- ⑦ その他借主の信用状態が著しく悪化したとき
2. 次の各場合には、借主は銀行からの請求によって、本契約による債務金額について期間の利益を失い、直ちに本契約による債務金額を支払うものとする。
- ① 約定返済金額の支払が遅延したとき
- ② 借主が借入した貸越金その他の債務について期間の利益を失ったとき
- ③ 借主が銀行に虚偽の資料提出または報告をしたとき
- ④ 借主が借入した貸越金または借入した貸越金に相当する金品を隠匿したとき
3. 借主は、現在、暴力団員、暴力団員等、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等に基づき不正な利益を得る暴力団員等その他のこれらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいづれも該当しないことを担保とします。
- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係があること
- ② 暴力団員等が経営を支配していることに関する事実があること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者を損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等が経営を支配している者等と提携し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑥ 役員または経営に実質的に関与している者の各号のいずれも該当する行為を行なうことを確約いたします。
4. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
5. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
6. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
7. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
8. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
9. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
10. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
11. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
12. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
13. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
14. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
15. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
16. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
17. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
18. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
19. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
20. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
21. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
22. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
23. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
24. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
25. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
26. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
27. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
28. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
29. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
30. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
31. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
32. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
33. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
34. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
35. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
36. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
37. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
38. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
39. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
40. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
41. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
42. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
43. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
44. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
45. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
46. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
47. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
48. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
49. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
50. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
51. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
52. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
53. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
54. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
55. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
56. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
57. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
58. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
59. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
60. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
61. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
62. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
63. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
64. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
65. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
66. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
67. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
68. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
69. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
70. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
71. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
72. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
73. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
74. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
75. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
76. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
77. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
78. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
79. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
80. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
81. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
82. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
83. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
84. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
85. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
86. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
87. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
88. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
89. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
90. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
91. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
92. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
93. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
94. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
95. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
96. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
97. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
98. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
99. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
100. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
101. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
102. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
103. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
104. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
105. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
106. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
107. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
108. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
109. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
110. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
111. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
112. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
113. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
114. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
115. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
116. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
117. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
118. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
119. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
120. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
121. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
122. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
123. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
124. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
125. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
126. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
127. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
128. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
129. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
130. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
131. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
132. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
133. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
134. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
135. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
136. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
137. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
138. 借主は、**第15条**（**遅延損害金**）を請求するときは、銀行が借主の返済に遅延している旨を通知するものとします。
139. 借主は、**第15条**

保証委託先 アコム株式会社 御中

1.私は、株式会社群馬銀行と（ナイスサポートカード）の取引を行うについて、貴社にその保証を依頼いたします。承認を受けましたうちは、裏面の保証委託約款の各条項に従い、債務弁済の義務を履行いたします。
2.私は、申込および保証委託に際して、裏面「個人情報取扱いについて」の各条項を確認し、承諾いたします。

なお、前ページの「個人情報の取扱いに関する同意書」に署名した上で、申込みます。

群馬銀行ナイスサポートカード 保証依頼書（兼保証委託契約書）

お申込の前に、裏面の「個人情報取扱いについて」および「保証委託約款」をよくお読みください。

店番	支店名	CIF					
			カードローン 口座番号				
契約日		年 月 日					
契約極度額		万円					
保証番号							

*通帳お届け印等の押印は不要です。
*FAXでご送付いただいた場合は、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。

太枠の中 (A)~(F) をご記入ください。

※万一、ご利用できない場合でも、申込書はお返して下さるのをご了承ください。

A お申込本人について

お申込日 令和 年 月 日

フリガナ 昭和平成 年 月 日 生まれ

お名前 (才) ・ エト ()

性別 1. 男 1. 独身
2. 女 2. 既婚

ご住所 〒 ー 都・道 府・県

自宅電話 () ー 1. ご本人
2. ()

携帯電話 () ー 1. ご本人
2. ()

ご本人とご家族（扶養）人数合計 人（うち子供の人数 人）

持家	賃貸	社宅
11.自己一戸建て 12.自己マンション 21.家族一戸建て 22.家族マンション	31.一戸建て 32.マンション 33.アパート 34.公団 35.公営	41.一戸建て 42.マンション 43.アパート 44.寮

ご住居

入居年月 昭和・平成 年 月

1.家賃 毎 千円 (うち自己負担) 千円 (うち自己負担)

2.住宅ローン 月 千円 (うち自己負担) 千円 (うち自己負担)

B お勤め先について

フリガナ 所属

会社名 会社内容

所在地 〒 ー 都・道 府・県

電話番号 () ー 内線

ご入社年月 会社事業内容 社員数

昭和 年 月 人
平成 年 月
令和 年 月

収入形態 年 取

1.固定給
2.一部歩合給
3.完全歩合給

総支給 万円

出向・派遣先 有・無

※上の勤務先欄で「出向・派遣先“有”」を選択された方、上記以外で他にお仕事のある方は下記の欄にその内容をご記入ください。

1. 出向先・派遣先	フリガナ	職種	業種	月収
2. アルバイト	会社名			万円
3. パート				

所在地 出向・派遣先 電話番号 () ー

○ ナイスサポートカード(カードローン)のご案内
※お借入限度額・お借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で決定させていただきます。カード受領時にご確認ください。
※審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。

C ご利用について

お借入限度額	800万円以内
お借入利率	年2.8%~14.5%(固定金利)
遅延損害金	年14.5%~17.5%
各回の返済金額	借入金額10万円ごとに2,000円~3,000円以上
各回の返済期日	35日ごとの日

現在のお借入状況	金融機関	件	万円
	(うち住宅ローン借入)	件	万円
	信販・クレジットカード会社	件	万円
	消費者金融会社	件	万円
	合計	件	万円

D お取引希望店

群馬銀行普通預金口座の有無 有・無

群馬銀行 本店 支店

※すでにご融資のお取引がある場合は、同お取引店をご記入ください。
※お取引の種類によっては、お取引店へのご来店が必要となります。

ご契約日当日の借入希望有無 有・無

有の場合はご本人名義の普通預金口座番号 普通

希望金額 万円

お借入希望金額を1万円単位でご記入ください。ただし、お借入希望金額がお借入限度額を超える場合はお借入限度額とさせていただきます。
なお、この口座はご返済用口座ではございません。

1~5の番号と () 内に○印をつけてください。

F 申込経緯

1. 新聞(上毛・読売・朝日・毎日) ()

2. ラジオ ()

3. 銀行(ATMコーナー・窓口・ダイレクトメール) ()

4. インターネット広告 ()

5. その他 ()

個人情報取扱いについて

アコム株式会社（以下「保証会社」という）は、お客さまの個人情報について、保証会社の個人情報保護方針（ホームページ(<https://www.acom.co.jp/>）で公表しています。）に従い、次のとおり取扱います。

1. 個人情報の個人信用情報機関への提供・登録・利用について

①個人情報の利用

保証会社は、保証会社が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟先機関」という）および加盟先機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携先機関」という）に申込人および契約者の個人情報登録されている場合には、本申込時および契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的に利用します。

②申込情報の個人信用情報機関への提供

保証会社は、申込人に係る本申込に基づく個人情報（本人を特定する情報（氏名、生年月日、電話番号および運転免許証等の記号番号等）、および申込日および申込商品種別等の情報（以下「申込情報」という））を、加盟先機関に提供します。

③申込情報の登録

加盟先機関は、当該申込情報を照会日から6ヵ月以内登録します。

④申込情報の他会員への提供

加盟先機関は、当該申込情報を、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該申込情報を、返済または、支払能力を調査する目的のみに使用します。

⑤個人情報の個人信用情報機関への提供

保証会社は、契約者に係る本契約に基づく個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等））および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等））を、加盟先機関に提供します。

⑥個人情報の登録

加盟先機関は、当該個人情報のうち、本人を特定するための情報については契約内容、返済状況または取引事実に関する情報の何れかが登録されている期間、契約内容および返済状況に関する情報については契約継続中は契約終了後5年以内、取引事実に関する情報については契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）登録します。

なお、株式会社シー・アイ・シーについては、以下の付表のとおりです。

登録情報	登録期間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年以内

⑦個人情報の他会員への提供

加盟先機関は、当該個人情報と、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供します。

加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を、当該個人を調査する目的のみに使用します。

⑧加盟先機関および提携先機関

保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関が提携する個人信用情報機関の名称および連絡先は以下のとおりです。

保証会社が加盟する個人信用情報機関

○株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

TEL 0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp/>

○株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関）

TEL 0570-666-414 <https://www.cic.co.jp/>

保証会社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関

○全国銀行個人信用情報センター

TEL:03-3214-5020 <https://www.zenginkyo.or.jp/pjcc/>

○開示等の手続きについて

申込人および契約者は、加盟先機関に登録されている個人情報に係わる開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、

加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。

2. 個人情報の利用目的について

保証会社は、お客さまの個人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。

①保証会社の保証審査における与信判断のため

②保証会社の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため

※本籍地に関する情報については、債務者確認および所在確認のため

③保証会社の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保保全その他の取引のため

④保証会社とお客さまとの取引および交渉経過等の事実に関する記録保存のため

⑤保証会社の市場調査・分析および商品・サービスの研究、開発のため

※「お客さまの個人情報」には、お客さまの両性情報としての配偶者およびご家族の情報を含みます。

3. 個人情報の第三者への提供について

①保証会社以下での範囲でお客さまの個人データを第三者に提供します。

②提供する第三者

株式会社群馬銀行

③提供される情報の内容

お客さまの申込および契約に係る個人情報（お客さまの氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先名等の本人特定情報、残高金額・入金日等の取引情報）および保証会社の与信評価情報

④利用目的

a. 提供する第三者の与信判断のため

b. 提供する第三者の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため

c. 提供する第三者との権利に関する債権譲渡等の処分および担保保全その他の取引のため

d. 提供する第三者とお客さまとの取引および交渉経過等の事実に関する記録保存のため

e. 提供する第三者の市場調査・分析および商品・サービスの研究、開発のため

保証会社は、お客さまの所在確認等のため、お客さまの住民票、戸籍の附票、登記事項証明書等を申請するに際し、上記（1）①②のお客さまの個人情報を市区町村長または登記官に提供します。

【個人データの開示・訂正・削除について】

1. お客さまは保証会社指定の手続きにより、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、自己に関する保証会社の保有個人データの利用目的の通知、

開示・訂正・追加または削除、利用停止または消去および第三者への提供の停止（以下「開示等」という）を保証会社に求めることができます。

※保証会社の指定した手続きについては保証会社ホームページ（<https://www.acom.co.jp/>）に掲載いたしております。

2. お客さまの開示等に関するお問い合わせは、アコム株式会社お客さま相談センター（フリーダイヤル0120-036-390）へご連絡ください。

保証委託約款

第1条（保証委託の内容）

1. 私の委託に基づいてアコム株式会社（以下「保証会社」という）が負担する保証債務は、私が株式会社群馬銀行（以下「銀行」という）の「ナイスサポートカード契約規定」（以下「規定」という）に基づいて、銀行に対して負担する借入金元金、利息、遅延損害金、その他一切の債務を主債務とした連帯保証債務とします。

2. 保証委託の期間は銀行との契約の期間と同一としますが、銀行との契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。

第2条（保証債務の履行）

1. 保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なしに、保証会社が弁済しても異議はありません。

2. 保証会社が前項の代位弁済によって取得する権利の行使に関しては、本約款（「個人情報の取扱いに関する同意書」を含む。以下同じ。）のほか、規定の各条項が適用されるものとします。

第3条（事前求償）

1. 私は、保証会社の私に対する求償権について直ちに弁済するものとし、その範囲は履行金額のほか、履行日以後の損害金および支払のために要した費用およびその他の債務の実行または履行のために要した費用を含むものとします。

2. 私は保証会社が代位弁済を実行した後、未私の残元金、利息、遅延損害金、費用に加え、保証会社に対する求償権債務を弁済するまでの期間においては、残元金に対して年14.5%（365日の日割りに計算）による損害金を支払うことに同意します。

なお、残元金に対する利息、遅延損害金、費用を残元金に加え損害金を計算することはいたしません。

第4条（事前求償）

1. 私が下記の各号の1つにも該当した場合には、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使しても異議はありません。

(1)弁済期が到来したとき、または主債務の期限の利益を失ったとき

(2)仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立があったとき

(3)租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき

(4)支払を停止したとき

(5)手形交換所の取引停止処分があったとき

(6)保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき

(7)その他の保証会社が債権保全のために必要と認めたとき

第5条（中止・解約・終了）

1. 原債務または保証会社と債務者の不履行の場合でも保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からのその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。

2. 前項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続を行い、保証会社には負担をかけません。

3. 私と銀行との間の規定に基づく契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書を私らへ返却しない取り扱いはしたとしても異議はありません。

第6条（反社会的勢力の排除）

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜（ぼう）にも該当する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にも該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3. 私が、暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項の規定のもとでこの表明・確約に関して私と債務者の間に争いが生じたことが判明し、私の取引を継続するに不適切な場合は、保証会社は保証委託契約を解約することができるものとし、この場合は銀行からのその旨の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。この場合は、第5条第2項、および同条第3項を準用するものとします。

4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合でも、保証会社にならぬ請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私がその責任を負うものとします。

第7条（弁済の充当順位）

1. 私の弁済した金額が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。

2. 私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私の弁済した金額が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。

第8条（通知義務・書類等の提出）

1. 私が住所、氏名、勤務先等の事項を変更し、または保証会社の求償権行使に影響のある事態が生じたときは、保証会社に対し直ちに届出をします。

2. 私は、銀行に対する借入債務の履行または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまで、保証会社による私の財産、収入、信用等に関する調査に協力するとともに、当該調査に何ら異議を述べません。

3. 前第1項の届出を怠ったため、保証会社からならぬ通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時期から到着したものとします。

第9条（信用情報機関の登録）

私は、本約款に基づく契約に関する会員の個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報）を保証会社が加盟する信用情報機関に提供し、各信用情報機関は、当該個人情報それぞれが定める一定期間登録します。

（注）詳しくは、「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載しています。

第10条（住民票等の取寄せ）

保証会社が債権保全上必要とするときは、私の住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等を取り寄せることを承諾します。

第11条（費用の負担）

保証会社が第2条第1項の規定によって取得した権利の保全、行使もしくは処分に必要な費用およびこの契約から生じた一切の費用は、私の負担とし、保証会社の請求により直ちに保証会社に支払います。

第12条（公正証書の作成）

私は、保証会社が請求したときには、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続きをとるものとします。

第13条（契約の変更）

1. 保証会社が本約款の内容を変更した場合は、保証会社は、変更内容を会員に通知または保証会社が相当と認める方法により公表します。

2. 本約款の変更内容に関する通知または公表がされた後に、私が本約款に係る取引をした場合、保証会社は、私がその変更内容を承認したものとみなします。

第14条（債権の譲渡）

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

第15条（管轄裁判所の合意）

私は、この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、保証会社の本社所在地または営業所所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

群馬銀行ナイスサポートカード ICローンカード暗証番号届出書

FAX送信ページ4

店番	支店名	CIF			
		カードローン 口座番号			

お申込日	令和 年 月 日		
フリガナ			
	昭和 平成	年 月 日	生まれ (才)・エト()
お名前	性別	1. 男 2. 女	1. 独身 2. 既婚
	〒 ー 都・道 府・県		
お申込人	ご住所		

暗証番号は他人に知られないような番号を使用してください。

容易に知られる危険性のある暗証番号の例

- 生年月日、○電話番号、○自動車のナンバー、
- 住所(番地)、○同一番号(1111等)、
- 並び番号(1234等)

E 暗証番号	暗証番号			

※暗証番号をもうれなくご記入ください。

カード区分 14 (ナイスサポートカード)

送付区分 1 (郵送) 検印(事前) 精査 係印

発行区分 1 (本人)

--	--	--